## 広島県告示第九百三十二号

林を保安林予定森林にした。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定によって、 次の森

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一保安林予定森林の所在場所

呉市音戸町大字音戸字桐ノ木一○六○八の一、 一〇六一四の一、 一〇六一四の二、 五. 五.

〇七の一、五五〇七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

二 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

□ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桐ノ木一〇六〇八の一・一〇六一四の一・一〇六一四の二・五五〇七の一・五五

〇七の三(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

□ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

 $(\equiv)$ 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

回 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森

林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)